

障害者控除対象者認定基準

認定内容		認定基準
特別障害者 控除対象者	知的障害者（重度）等に準ず	認知症や精神疾患により 要介護1以上の認定を受けており 、かつ、主治医意見書または認定調査票に記載されている 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準がⅢ a、Ⅲ b、Ⅳ、Mに該当する者 （ただし、状態の変化が予測される場合があるので、市の担当者が確認を行い本人の状態を優先する。）
	身体障害者（1級・2級）に準ず	要介護1以上の認定を受けており 、かつ、主治医意見書または認定調査票に記載されている 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準がB1、B2、C1、C2に該当する者 （ただし、状態の変化が予測される場合があるので、市の担当者が確認を行い本人の状態を優先する。）
	ねたきり高齢者	6ヶ月以上寝たきりの状態で、食事・排せつ・入浴など全てにおいて介助を要する者 民生委員が提出する「寝たきり高齢者台帳」に登録されている者
障害者 控除対象者	知的障害者（軽度・中度）に準ず	認知症や精神疾患により 要介護の認定を受けており 、かつ、主治医意見書または認定調査票に記載されている 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準がⅡ a、Ⅱ bに該当する者 （ただし、状態の変化が予測される場合があるので、市の担当者が確認を行い本人の状態を優先する。）
	身体障害者（3級～6級）に準ず	要介護の認定を受けており 、かつ、主治医意見書または認定調査票に記載されている 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準がA1、A2に該当する者 （ただし、状態の変化が予測される場合があるので、市の担当者が確認を行い本人の状態を優先する。）
要支援1・2の認定を受けている方		基本的には認定しない（非該当）
		特例的に「特別障害者」として認定する場合 ・「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅣ以上・・・知的障害者（重度）等に準ず ・認定調査票や主治医意見書の記載事項から身体障害者手帳等級表の1級又は2級にあきらかに該当すると判断できる場合・・・身体障害者（1級又は2級）に準ず
		特例的に「障害者」として認定する場合 ・「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ・・・知的障害者（軽度・中度）に準ず ・認定調査票や主治医意見書の記載事項から新身体障害者手帳等級表の3級から6級までにあきらかに該当すると判断できる場合・・・身体障害者（3級から6級）に準ず

・障害者控除対象者の認定を受けるには、申請が必要です。

（熊谷市福祉部長寿いきがい課）

・介護度の認定を受けている方が対象となります。

・同じ介護度でも障害の程度が異なることがあり、障害者控除対象者に認定されない場合もあります。